

令和4年度 奨学給付金申請について～家計急変世帯～

奈良県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響など予期しない事象により、保護者等の収入が激減するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため奨学給付金を支給します。

1 対象となる世帯

基準日現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

※基準日とは、7月1日までに家計急変が発生した場合は、7月1日。
7月2日以降に家計急変が発生した場合は、申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の1日。※申請日とは異なります。

- 1 保護者等が奈良県内に住所を有していること
※お住まいの都道府県により制度の取扱いが異なるため、保護者等が奈良県以外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- 2 高校生等が国公立の高等学校等または専攻科に在学していること
※平成26年4月以降の入学者であること。
- 3 高校生等が次のいずれかに該当すること
ア 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること
イ 高等学校学び直し支援金の補助対象となること
ウ 高等学校等専攻科修学支援金の補助対象となること
※児童福祉法に基づく措置等のうち、見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されていないこと。
※特別支援学校高等部に在学されている方は対象外です。
- 4 家計が急変し、保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯に相当すると認められる世帯
※事前に予期する事象により家計急変になった場合は除く。

両親のそれぞれが非課税相当である必要があります。

非課税世帯に相当する世帯の年収見込額

扶養人数	1人	1人(寡婦(夫)の場合)	2人	3人	4人
給与所得者	約170万円未満	約204万円未満	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	112万円以下	135万円以下	147万円以下	182万円以下	217万円以下

注意!

「家計急変世帯向けの奨学給付金」は、家計急変後の収入状況が住民税の書類に反映される前に緊急の支援を必要とされる方が対象となります。
生活保護を受給している世帯または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯については、「家計急変世帯向けの奨学給付金」ではなく、7月に受付を開始する「非課税世帯向けの奨学給付金」で申請してください。

2 必要書類

① 申請書

- ・高等学校等に在学している場合は国公立用【家計急変】
- ・高等学校等専攻科に在学している場合は公立用【専攻科・家計急変】の様式を使用してください。
- ・申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入してください。
- ・消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入してください。
- ・扶養親族の状況については、**世帯全員**を記入のうえ、扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、必ず「○」を記入してください。
- ・学校記入欄の基準日は、家計急変発生が7月1日以前の場合は、7月1日。7月2日以降の場合は、申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の1日です。

② 口座振替申出書

- ・口座振替申出書に必要事項を記入してください。
- ・申出書の記載内容を確認するため銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ(申請者)、の全てがわかるページの通帳コピーを添付してください。
- ・口座名義(氏名)に変更がないか、現在使用できる口座かを確認の上、記入してください。

③ 保険証等貼付・扶養申立書

- ・扶養親族**全員分**の健康保険証等のコピーを貼り付けてください。
 - ・国民健康保険証等の場合は、「扶養申立欄」に被扶養者氏名等の必要事項を記入してください。
- ※保険証の被保険者記号・番号等の情報をマスキング等で隠してコピーしてください。

④ 家計急変の発生事由を証明する書類及び申請理由書

※控除対象配偶者であっても収入が100万円を超える場合には、家計急変の発生事由を証明する書類が必要になります。

(例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、家計急変による申請理由書など家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。

※定年退職など任期満了等の定めによる退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。

※申請理由書については、業種や家計急変が発生した理由を詳しく記入してください。

申請理由書記入例

《会社員等》 (家計急変発生時期：令和 4年 6月)



新型コロナウイルス感染症の影響などで、勤務する会社等の業績が悪化し、今後1年間の年収見込が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯」に相当するため。

職業種：飲食店(洋食)

理由：コロナの影響により、来客が減少し売り上げが激減した。また、妻のよしのも昨年同様、無職です。

保護者等全員が所得割非課税相当である証明

⑤ 家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員分

下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。
※最新の経済状況を確認するため、家計急変後から直近の給料明細等まで確認します。

会社員等

家計急変後少なくとも3ヶ月分の会社作成の給与明細書、または給与見込
(例1) 会社作成の給与明細書3ヶ月分以上
(例2) 直近の給与明細書2ヶ月分+会社作成の給与見込1ヶ月分

自営業等

家計急変後1年間の年間収支見込計算書
+
経費の内訳や売上等が確認できる書類
(例) 残高試算表、昨年の確定申告の収支内訳書、青色申告決算書、税理士または公認会計士の作成した書類、家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類等

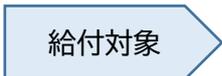
⑥ 家計急変前の収入を証明する書類 保護者等全員分

・令和4年度(令和3年分)の課税証明書(コピー可)
※保護者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの。

※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。
※申請日から基準日までに申請状況に変更が生じた場合は、直ちに申し出て
ください。
・基準日とは7月1日までに家計急変が発生した場合は、7月1日。
7月2日以降に家計急変が発生した場合は、申請のあった翌月(申請日
が月の初日の場合は、その月)の1日。

※両親ともに働いている場合、両方ともが非課税相当になっている必要があります。

例1)) 父(会社員・扶養人数2人)年収見込 200万円 ⇒○非課税相当
母(会社員・扶養なし)年収見込 150万円 ⇒×課税相当 

例2)) 父(自営業・扶養人数3人)年収見込 150万円 ⇒○非課税相当
母(会社員・扶養なし)年収見込 80万円 ⇒○課税相当 

3 家計急変の事由

以下の要件のうちいずれかに当てはまること。

1. 保護者等の一方(または双方)が死亡
2. 保護者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難
3. 保護者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険者離職票(または雇用保険受給資格者証)において、下記の理由コードにあてはまる場合対象となります。

1A(11)	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年以上雇用止め通知あり)
2B(22)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満更新明示なし)
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。)
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職

(参考) 5E: 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

4. 被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生
5. その他、予期せぬ事象により収入が非課税相当まで激減

4 給付額

家計急変があり申請された日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認してください。

※支給は高校生等1人につき年に1回です。

○7月1日以前に家計急変が発生し、かつ期日までに申請した場合

世帯状況により、下記の年額を支給します

世帯状況		給付額(一人当たりの年額)
第1子の高校生等	全日制・定時制	114,100円
	通信制・専攻科	50,500円
第2子以降の高校生等 ※15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹がいる場合	全日制・定時制	143,700円
	通信制・専攻科	50,500円

○7月2日以降に家計急変が発生した場合
及び7月1日以前の発生で10月31日以降に申請した場合

◆申請された月の翌月から算定した額を支給します。

算定の仕方

第2子以降の高校生等で12月20日に申請した場合

$$143,700\text{円(年額)} \times \frac{3\text{ヶ月(1月~3月)}}{12\text{ヶ月(年)}}$$

$$= 35,925\text{円 支給}$$

※申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

5 申請期日

※書類が揃わず、下記の日付までに申請できない場合は、お早めに在学する高等学校等にご相談ください。

家計急変後、書類を整えて学校へ提出してください。随時受け付けします。

7月1日以前に家計急変が発生しており、年額支給を希望される場合

令和4年10月31日(月)に県教育委員会必着

※上記の日付を超えた場合、申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合はその月)の1日を基準日とし、月割りで支給します。

7月2日以降に家計急変が発生している場合、

令和5年2月1日(水)に県教育委員会必着

6 支給日

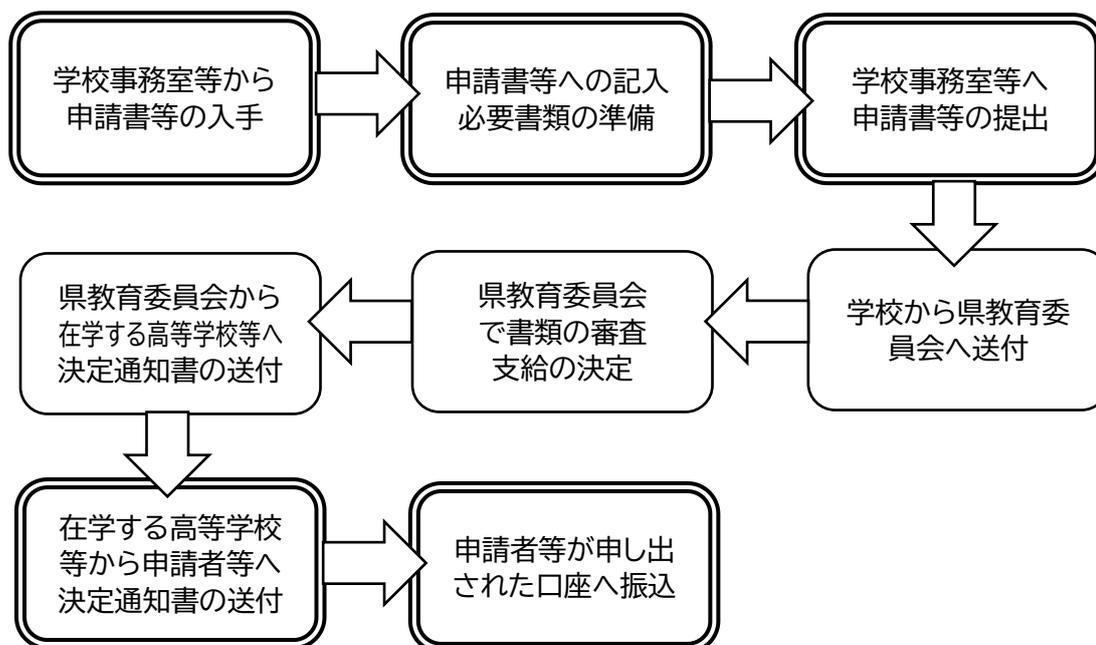
申請された内容を審査し、決定通知書を送付します。その後、順次口座振替申出書に記載された口座に振り込みます。審査の結果により支給されない場合もあります。

なお、同じ保護者等から2人以上の高校生等について同時期に申請された場合でも、振り込まれる時期が異なることがあります。

7 提出先・問合せ先

申請書類や提出方法等の詳細については、在学している高等学校等の事務室等にお問い合わせください。

書類提出の流れ



奈良県ホームページからも、奨学給付金申請書等のダウンロードができます。

奈良県 国公立奨学給付金

検索

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係

家計急変世帯チェックシート

- 保護者等は奈良県に住んでいます。
→他府県にお住まいの場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- 子どもは、基準日時点で高等学校等に在学し、休学していません。
- 課税証明書で、市町村民税及び県民税の所得割に金額が記載されています。
(父または母、もしくは申請者全員)
→申請者全員の所得割が非課税(0円)の場合は、「非課税世帯向けの奨学給付金」で申請してください。
- 予期せぬ事象により収入が非課税相当まで激減した。
控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、家計急変の発生事由を証明する書類も必要になります。

区分確認 で確認してください

が入るのが対象の区分です

非課税世帯(第1子) 全日制・定時制 →①区分 114,100円(年額)

- 申請される高校生等の他に、扶養している子どもはいません。
※15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、下の②区分へ

非課税世帯(第2子以降) 全日制・定時制 →②区分 143,700円(年額)

- 申請される高校生等の他に、扶養している子どもがいます。
※15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養している兄弟姉妹がない場合は、上の①区分へ

非課税世帯 通信制・専攻科 →②区分 50,500円(年額)

- 通信制・専攻科へ子どもが通学しています。